

議案第125号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例の一部改正について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月9日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例（平成15年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「平成15年静岡市条例第29号」を「令和4年静岡市条例第 号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 静岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。